

鑛山ノ附屬設備タル工場ニ於キマシテハ、本法ノ適用ハ無
イ筈デアリマス

○武内委員 今飯塚君ノ御希望ガ表明サレタノデアリマス
ガ、一寸私ニモ聴キ兼ネタ點モアリ、政府委員ニモ其趣意ガ
率直ニ移ラナカッタノデハナイカト思ヒマス、私ハ改メ
テ御間致シマスガ、第三條ニ規定サレテ居ル所ノ時間ノコ
トハ、非常ニ重大ナル問題デアリマシテ、之ヲ變更スルニ付
テハ考慮研究ノ餘地ガアルモノト考ヘルノデ、吾々ハ深キ
注意ヲ以テ研究考慮サレンコトヲ希望スルノデアリマス、
政府ハ之ニ對シテ如何ナル御考ヲ持ッテ居ラレルカ、御意見
ガ承リタイト思フ

○塚本政府委員 只今武内君ノ御述べニナリマシタノハ、
施行令第三條ニ關スル御希望ト承リマシタ、其希望ヲ頭ノ
中ニ入レテ、第三條ニ關スル御希望ト伺ッテ置キマス、私ノ
方デハ先刻來申上ゲタ通りテスガ、其御希望ハ御希望トシ
テ承ッテ置キマス

○武内委員 私人質問シタノハ尙ホ一層御研究下サルカ、
下サレヌカト云フコトヲ御聞キシタノデアリマス

○出邊委員 數日來本案ノ審議ニ當リマシテハ、委員諸君
ハ何レモ熱心ニ誠實ニ御勤勉ニナラレテ居リマス、本
員モ此點ニ對シテハ暫ク懇談會ヲ開イテ、和氣霽然ノ間ニ
成ベク滿場一致ヲ以テ、社會政策ノ見地カラモ、亦産業立法
ノ方面カラモ考ヘテ一致點ヲ見出し、本案ノ制定ニ努力シ
タイノデアリマスガ、只今飯塚君、武内君ノ御希望ニ對シマ
シテハ、政府當局ハ伺ッテ置クト云フ御言葉デアリマシタ
ガ、誠意アル答辯ヲ求メラレル場合ニ於テハ、成ベク議員ノ
希望議員ノ發言ト云フモノニ對シテハ、政府委員トシテ相
當ニ考慮セラル、ト共ニ、尊重セラル、ノガ政府當局ノ當
然執ルベキコト、考ヘマスカラ、成ベク議員ノ熱誠ナル提
案ニ對シマシテハ、政府ハ出來ルダケ雅量ヲ以テ趣旨ヲ尊
重スルト云フヤウナ御答辯ガ欲シト思ヒマス、御承知ノ
通り數日來審議討論モアリマシタガ、今ヤ成ベク一致シテ
本案ノ趣旨ヲ賛成シテ、此案ヲ改正シタイト云フコトニ努
力シテ居ル議員ノ心情ヲ諒トセラレマシタナラバ、政府ハ
雅量ヲ披イテ出來ル限リ尊重スルト云フ御答辯ヲ得タイト
云フコトヲ勸告シテ置キマス

○塚本政府委員 前ニ武内君カラノ御希望ヲ承ッタノデア
リマスガ、大體工場法ノ改正ニ付テ、工場法ヲ社會政策的ニ
漸次進歩セシムル上ニ於テ、委員諸君ノ連日ノ御盡力ニ對
シテハ、私共深ク感謝致シテ居ルノデアリマス、殊ニ綿密ニ
各條項ニ付テ其利害得失ヲ究究セラレテ、工業ノ發達、産業
ノ發達ヲ妨ゲナイ限度ニ於テ、而シテ勞働者ノ幸福ヲ増進

スル爲ニ、色々苦慮セラレテ居ルコトヲ深ク感謝スルノデ
アリマス、武内君ノ御希望ヲ私共承ッテ置キマシテ、施行法
ノ第三條ノ改正ニ當リテ考慮スルコトハ私共ナ各ナル所デ
ハアリマセヌ

○土屋委員 私ハ先日來河原田君ニ御質問ヲ申上ゲテ、希
望モ申述ベタノデアリマスガ、私ト致シマシテハ、今日ノ工
場法ノ改正ハ大體ニ於テ洵ニ適當ト信ジテ居ルノデアリマ
ス、只今色々問題ニナッテ居リマスル時間ノ問題デスガ、大
體ニ於テ私ノ考ヘマスル所デハ、本法施行後ニ於キマシテハ
成ベク産業保護ト云フ上カラ行キマシテモ、亦勞働者ノ保
護ト云フ上カラ見マシテモ、夜業ハ全部廢止ヲシテ、晝業ダ
ケヤラシタイト云フ希望ヲ持ッテ居ルノデアリマスガ、今回
ノ改正ニ依リマシテモ、深夜業ハ當然廢止スルコトニナル
ノデアリマスルガ、第四條ニ於テ午後十時カラ午前五時ニ
至ル間ニ於テ就業セシメナイト云フ、即チ深夜業ヲ廢止セ
ラレルコトニナッテ居ル、本法適用後ニ於キマシテモ、第四
條ニ於テ午前五時カラ午後十時迄ト云フモノハ認メラレ
事ニナルノデアリマスガ、出來得ラシレバ斯ウ云フヤ
ウナ不規則ナル時間ニ、保護職工ヲシテ勞役ニ從事セシム
ルト云フコトハ、勞働者ノ保護ノ上ニ於テモ望ミシクナイ、
産業ノ上カラ見マシテモ望ミシイ事デナイト思ヒマス、之
ヲドウ致シマシタナラバ、斯ウ云フコトガ無シ行ハレ
「一日ニ十一時間ヲ超エテ就業スルコトヲ得ズ」ト云フ場合、
即チ只今ノ問題ニナッテ居リマス施行法ヲ改正致シマス
場合ニ於テ、當局者ハ考慮シヤウト云フ御話ニナッテ居ル此
點デアリマス、此晝業ニ於テ一時間ノ延長ヲ認メテヤッ
モ、午前五時カラ午後十時ト云フヤウナ、成ベク斯ウ云フヤ
ウナ不規則ナル時間ニ作業セシメナイヤウニスルト云フヤウ
ナ方針ヲ執ッタ方ガ、私ハ宜クナイカト思ヒマス、私ハ實例
ヲ舉ゲテ申上ゲタイト思フノデアリマスガ、本法ガ施行セ
ラレマシタ後ニ於テ、此第三條ヲ見マスルト云フト、ドウシ
テモ作業時間ハ十時間ニナル、即チ十一時間ト致シマシ
モ、一時間ハ休憩時間デアリマス、或ハ食事時間ト云フヤウ
ナモノガアリマスカラ、作業時間ハ十時間ニナッテシマフ、
サウ致シマスルト、工場主ノ側デハ十時間ダケデハドウモ
面白クナイ、サウスルトドウシテモ第四條ノ方カラ、午前五
時カラ午後十時迄ノ時間内ニ於テ、二回ノ作業スルヤウ
ニ私ハナラウト思フノデアリマス、斯ウ致シマス、甚ダ勞
働者ノ側カラ見ルト面白クナイ結果ガ來ハシナイカト思フ、
之ヲ一例ヲ舉ゲテ見ルト云フト、日本ノ紡績業ニ致シマシ
テモ、能率ガ外國ノ紡績業ニ比較シテ面白クナイト云
フコトハ、要スルニ此二部運轉ヲスルト云フコトニアルノ

デアリマス、二部運轉ニスル結果ト致シマシテハ、ドウシテ
モ職工ガ機械ニ對スル——機械ヲ愛スルト云フ觀念ト云フ
モノガ非常ニ少クナッテシマフ、其結果トシテ機械ノ能率モ
劣リ、作業ヲ致シマスル能率ガ劣ルトカ、總テノ點ニ於テ職
工ノ能率ガ劣テ來ルト云フヤウナ結果ヲ來スノデアリマ
スカラ、是非私ノ希望カラ致シマスレバ、二部運轉ヲ爲サ
ト致セバ出來ルケレドモ、爲サシメナイデ、晝夜二部運轉
事實上爲サシメルヤウナ方針ヲ執ラシメタイ、サウスル
ハ二部運轉ヲ短イ時間デアルト云フコトヨリモ、晝業ダケ
デ以テ一時間ノ時間位ヲ認メテヤリマシテモ、晝業ダケ
爲サシメタ方ガ工場主ノ利益デアアル、又勞働者自體ニ於
テモ利益デハナイカト私ハ思フノデアリマス、曾テ英國ノ「ラ
ンカシャー」ノ紡績ヲ見マシタ時分ニ、其處ノ工場主ガ私ヲ案
内シテ工場ニ這入、タノデアリマス、サウ致シマスルト云
ト、非常ニ其中ニ顏色ノ惡ルイ職工ガアッテ、前ハドウモ
非常ニ顏色ガ惡ルイノ何故仕事ヲ致シテ居ルノカ、此間
カラ轉業シタラ宜イデヤナイカト云フコトヲ申シマスルト
云フト、職工ノ申スノニハ、自分ガ餘所ニ轉地ヲスルト云
ト、此機械ヲ外ノ者ガ使フカラ厭ダト云フコトヲ申シテ居
リマス、即チ其自分ノ機械ト云フモノヲ、他ノ職工ガ手掛ケ
ルノハ厭ダト申シタト云フコトハ、要スルニ其機械ト云フ
モノヲ、自分ガ平生カラ非常ニ良ク手掛ケテ居ル、掃除モ良
クシテ、能率モ良クシテ居ル物ヲ、人ニ使ハシメルト云フコ
トハ迷惑デアアル、斯ウ云ウ風ニ職工ガ機械ヲ愛スルト云フ
コトハ、ドウシテモ二部運轉デハ出來ナイト思フ、其點カラ
考ヘマシテモ、我國ノ紡績工業ト云フモノヲ、今日ヨリモ
ヨリ一層大ナル發展ヲ爲サシメルト云フニハ、ドウシテモ
晝業ノミニ致スト云フヤウナ方針ヲ執ルト云フコトニ致サ
ナケレバナルマイト思フノデアリマス、ドウカ第三條ノ點
ニ於キマシテハ、施行規則ヲ改正スル場合ニ於テ、紡績等モ
一時間ノ延長ハ認メルト云フコトハ、十分ニ一ツ御考慮
置キテ願ヒタイト思フノデアリマス、重ネテ此點ヲ希望致
シテ當局者ノ御注意ヲ促シテ置キタイト思フノデアリマス

○飯塚委員 只今政府委員ハ或ル議員ノ希望ニハ紡績ハ考
慮——十分考慮スル、第三條ニ依ッテ餘地アリトシテ考慮ス
ルト言明セラレタ、而シテ昨日來産業政策、殊ニ生絲輸出織
物ニ付テ時間ヲ強テ私ハ十二時間ニスルモ宜シイガ、根據ヲ指示
サレズシテ十二時間ニスルハ謂レナイ御話ト思ヒマシタガ、
何等ノ根據ヲ示サズシテ、唯力原則カラ、斯ウナルト云フダ
ケデアツタ、此際尙ホ武内君カラモ、私カラモ、此規則ノ第三
條ノ時間ニ付テ尙ホ考慮スルノ餘地アリ、十分ニ考慮下サ
ルコトヲ希望シテ、餘地アルヤ否ヤト云フコトニ付テ質問

致シマシタ所ガ、一人ノ政府委員ハ考慮スルノ餘地ナシト
言ハレタ、又一人ノ政府委員ハ考慮サル、ガ如ク、或ル議員
ノ勸告ニ依ッテ答辯サレマシタガ、政府委員ハ果シテ考慮ス
ルノ餘地ナシトスルナラバ、明ニ之ヲ御辯明ヲ願ヒマス

○塚本政府委員 絹織物ニ付テ現行施行令ニ依ル十三時間
ヲ維持スルニ非ザレバ、生産ハ大ニ減ズルカ否カ、此現行ノ
時間ヲ維持スルニ依ッテ、初メテ生産額ヲ維持スルコトガ出
來ルト云フ飯塚君ノ御意見ニ對シテハ、先日來農商務大臣
カラモ御答辯申上ダテ、政府ハ一時間ノ短縮ノ已ムヲ得ヌト
云フコトヲ申上ダタノデアリマスシテ、其點ニ於テハ意見ノ
相違ト思ヒマス、併シ只今ノ武内君ノ御希望ニ對シテ、絹織
物等ニ付テ時間ノ規定ガ施行令ノ第三條ニアルガ、其時間
ニ付テノ希望ヲ述ベラレタ、其希望ハ今ノ所絹織物ニ付テ
時間ヲ延長スル見込ハ無イト云ッテ政府委員ガ御答辯ヲシ
タ、併ナガラソレニ對シテ武内君ハ考慮スルヤウニト云フ

希望ヲ述ベラレタ、ソレ故ニ其希望ヲ承テ、サウシテ施行
令第三條ノ改正ノ時ニ考慮スルニ吝ナラヌト云フコトヲ申
上ダタノデアリカラ、前後政府委員ノ意見ハ一貫シテ居ル
ヤウニ思ヒマス

○鈴木委員長 大抵盡キタヤウデスカラシテ、此工場法中
改正法律案ヲ一括シテ議題トシテ採決ニ移リマス、此本案
ニ賛成ノ諸君ノ舉手ヲ求メマス

〔賛成者 舉手〕
○鈴木委員長 舉手多數、本案ハ可決致シマシタ、次ニ工業
勞働者最低年齡法案ニ付テノ討議ニ移リマス、何カ之ニ就
テ御希望等ガアレバ……

○武内委員 諸君ノ御承知ノ通り、工場勞働者最低年齡法
ノ第二條ヲ設定ヲ致サレマス、爲ニ——新ニ彼ノ第二條ガ設
定ヲサレマス爲ニ、貧困ニシテ國民教育ヲ受クルコトノ出
來ナイ兒童ガ、工場ニ就職スルコトヲ威嚇サレマスル者ガ
二万人アルノデアリマス、サウシテ、現在工場ニ居ル人デ、
驅逐ノ運命ニ遭フ者ガ三千人アルノデアリマス、是ハ實ニ由
々敷キ事柄デアリマスシテ、當ニ是等ノ人ガ職ヲ失、テ糊口ノ
爲ニモ差支ヘルト云フコトニ付テ、同情ニ堪ヘマセヌノミ
ナラズ、一面ニ於テハ學校ニ行クコトハ出來ズ、一面ニ於テ
ハ工場ニ於テ仕事ヲスルコトモ出來ズ、其結果是ガ遊惰ノ
民トナルト云フコトハ寒心ニ——社會政策上寒心ニ堪ヘヌ
モノガアルノデアリマス、此事ニ付テハ急速ニ何等カノ施
設方法ヲ講ジナケレバナラヌ、ドウシテモ徹底的ニ其方策
ヲ講ジナケレバナラヌノデアリマス、ソレデ昨日當局ニ向ッ
テ、其施設ノ完成ニ付テ御尋ネ致シマシタ所、ヤルト云フ
御返事ヲ得テ満足シテ居ルノデアリマスケレドモ、是ハ
非常ニ重大ナ事柄デアリマスカラ、委員會ノ決議トシテ、

希望トシテ之ヲ政府ニ致シタイ、之ヲ決議スルニ付テハ委
員會ノ希望トシテ其趣意ヲ政府ニ出シ、尙ホ其意思ノ貫徹
致スヤウニ、委員長竝ニ理事ノ方ニ一層御盡力ヲ願ヒタイ
ト思ヒマス、其希望ト申シマスノハ「尋常小學校ノ教科ヲ終
了セサル十四歳未満ノ者ノ工業勞働ヲ禁スルハ兒童ノ精神
身體ヲ保護スル上ニ於テ適當ナリ政府ハ貧困ノ爲メ就學シ
得サル兒童ノ就學ヲ保護スル法制ヲ速ニ制定セラレムコト
ヲ望ム」ト云フノデアリマス

○鈴木委員長 諸君ニ御諮リ致シマス、此御希望ハ至極機
宜ニ適シタルモノト考ヘマス、ソレデモ一應讀ミマスガ「尋
常小學校ノ教科ヲ修了セサル十四歳未満ノ者ノ工業勞働ヲ
禁スルハ兒童ノ精神身體ヲ保護スル上ニ於テ適當ナリ政府
貧困ノ爲メ就學シ得サル兒童ノ就學ヲ保護スル法制ヲ速ニ
制定セラレムコトヲ望ム」斯様ナ御希望デアリマスガ、是ハ
ドナタモ御異議ハナイト認メテ宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシ〕「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○鈴木委員長 ソレデハ此希望ハ御異議ナイモノト決シマ
ス

○武内委員 只今申述ベマシタヤウニ非常ニ重大ナ事ト思
ヒマスカラ、委員長ト理事ノ方ニ書面ヲ本案ニ添付シテ置
ク外ニ御盡力ヲ願ヒタイト思ヒマス

○鈴木委員長 ソレデハ工場勞働者最低年齡法案ノ決ヲ採
リマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ舉手ヲ求メマス

〔賛成者 舉手〕
○鈴木委員長 滿場一致可決致シマシタ、次ニ船員ノ最低
年齡及健康證明ニ關スル法律案ヲ議題ト致シマス、此討議
ニ入りタイト思ヒマスガ、何カ之ニ就テ質疑又ハ希望等ノ
御申出ガアリマスカ

〔異議ナシ〕「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○鈴木委員長 御異議ガナケレバ直ニ採決致シマス、本案
ニ賛成ノ諸君ノ舉手ヲ願ヒマス

〔賛成者 舉手〕
○鈴木委員長 全會一致可決致シマシタ、是デ散會致シマ
ス
午前十一時五十五分散會

大正十二年三月二十日印刷

大正十二年三月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局